

# 令和2年度 和歌山県世界遺産マスターの新規募集要項

## 1 趣 旨

世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」のより一層の保全啓発活動を推進していくには、民間の活力を生かし、官民が一体となって取り組むことが重要です。このため、世界遺産の保全活用に熱意や知識を有し、県と協働して保全啓発活動を展開していただく「和歌山県世界遺産マスター」（以下、マスターという）を募集します。

なお、所定の全研修を修了し、認定試験に合格された方が、マスターとして認定されます。

## 2 マスターの活動内容

- (1) 世界遺産及びその周辺地域のパトロール
- (2) 世界遺産の保全及びその周辺地域の財産的価値や景観に影響を与えるような事象を発見した場合、速やかに県もしくは世界遺産センターへ情報提供
- (3) 世界遺産の保全と活用についての普及・啓発活動（セミナーなど）

## 3 マスター認定までの流れ

応募→受講決定→写真の提出→研修受講→修了証交付→マスター認定試験合格→マスター認定

## 4 研修会

		研修日程		研修内容
1日目	2月6日	(土)	10:00~11:30	世界遺産の概要
			12:30~14:00	世界遺産としての価値
			14:10~15:00	世界遺産の保全・管理と活用
2日目	2月7日	(日)	10:00~11:30	登録資産の内容とその歴史
			12:30~14:00	登録資産の内容とその歴史
			14:10~15:00	世界遺産マスターの活動について
3日目	2月14日	(日)	13:00~16:00	現地学習（保全管理の実際）

### 【研修会会場】

- ・2月6日：県民文化会館 特別会議室 B（和歌山市小松原通1丁目1番地）
- ・2月7日：県民文化会館 特別会議室 B（和歌山市小松原通1丁目1番地）
- ・2月14日：熊野古道中辺路 三軒茶屋跡～熊野本宮大社間（田辺市本宮町内）

※全研修カリキュラム受講者に対して修了証を交付します。修了証を交付された方は認定試験の受験資格が得られます。

※研修カリキュラム及び現地学習箇所等については、変更する場合があります。

## 5 研修会受講定員

30名 ※応募者が定員を超えた場合は、抽選とします。抽選の結果、落選した方には12月11日(金)までに郵送にて通知します。

## 6 認定試験

試験日：2月21日（日）9時30分～ ※筆記50分、面接10分

試験方法：世界遺産の保全と活用に関する知識を問う筆記及び面接

試験会場：筆記 県民文化会館 特別会議室 B

面接 県民文化会館 502、503 会議室

※認定試験の詳細は別途お知らせします。

## 7 応募の条件

- (1) 満20歳以上であること（令和3年3月31日までに満20歳に達するものも含む）
- (2) 県内に居住または勤務先があること

## 8 応募方法

①住所、②氏名（ふりがな）、③年齢、④生年月日、⑤性別、⑥電話番号、⑦職業、⑧FAX番号（お持ちの方）、⑨応募動機の9項目を記入の上、はがき、FAX、Eメールのいずれかの方法で和歌山県観光振興課世界遺産班へお申し込みください。お申込み受理後、12月11日（金）までに受講票を郵送いたします。

※受講票若しくは抽選結果通知が未着の場合、和歌山県観光振興課世界遺産班へご連絡ください。

## 9 募集期間

令和2年10月26日（月）～11月27日（金）（当日消印有効）

## 10 その他

- (1) マスター活動に関する報酬、謝礼金はございません。また、研修受講に要する交通費等もご本人の負担となります。
- (2) 受講が決定されましたら、顔写真（縦4cm×横3cm、脱帽・無背景・正面上半身）を提出いただきます。提出方法、送付先、提出期限等は受講票送付時にご案内します。
- (3) 研修等実施日の午前7時現在（午後開講の研修については午前10時現在）で、特別警報が和歌山県内のいずれかの地域に、気象警報が研修を開催する地域（和歌山市、田辺市※）に発令された場合、当日の研修等を取り止めます。その後、警報が解除されても研修等の中止に変更はありません。※田辺市については、田辺市内のいずれかの区域に発令された場合とします。
- (4) 特別警報・気象警報発令時以外で研修等の実施が困難であると判断した場合、実施日前日までに研修等の取り止めを決定し、和歌山県世界遺産センターHPに掲載します。

## 11 応募先・お問い合わせ先

〒640-8585 和歌山市小松原通1-1 和歌山県観光振興課世界遺産班

TEL：073-441-2424 FAX：073-432-8313

MAIL：e0624001@pref.wakayama.lg.jp